

## ・平成24年度 入札制度の一部改正について

### ①落札件数の制限について

<現行>

橋本市工事希望型競争入札（郵送方式）実施要綱

（落札件数の制限）

第8条 希望型競争入札における落札件数の制限については、公共工事の適正な施工の確保及び受注機会の平準化を図るため、1入札会（予め本市が公告する入札における全ての入札をいう。）に落札できる工事件数の限度を次のとおりとする。なお、落札できる工事件数の総数は、1入札会につき3工事とする。

- （1）土木一式工事については2工事とする。
- （2）建築一式工事については1工事とする。
- （3）その他市長が必要と認める工事については1工事とする。

<改正後>

第8条 希望型競争入札における落札件数の制限については、公共工事の適正な施工の確保及び受注機会の平準化を図るため、1入札会（予め本市が公告する入札における全ての入札をいう。）に落札できる工事件数の限度を次のとおりとする。なお、落札できる工事件数の総数は、1入札会につき2工事とする。

- （1）土木一式工事については2工事とする。
- （2）建築一式工事については1工事とする。
- （3）その他市長が必要と認める工事については1工事とする。

### ②手持ち工事の制限について

1. 手持ち工事の定義

（1）期間

工事希望型一般競争入札の開札日から市が完成届を受理した日まで

（2）業種

工事希望型一般競争入札で実施された工事

2. 取り扱い内容

手持ち工事件数が3件以上ある場合、工事希望型一般競争入札には参加できません。

同日に複数開札する場合は、手持ち工事件数が3件となった時点で入札には参加できません。

ただし、次に該当する工事は手持ち工事に含みません。

- ・随意契約により受注した工事
- ・指名競争入札により受注した工事
- ・共同企業体の構成員として受注した工事
- ・制限付一般競争入札により受注した工事
- ・総合評価落札方式で受注した工事

3. 工事延長等による手持ち工事の特例

受注者の事由以外で契約工事の工期を延長した場合には、当初の契約期日末日をもって手持ち工事の件数から除きます。（ただし、当初から繰越予定の工事は、繰越後の工期をもって手持ち工事の件数から除きます。）

受注者の事由以外で契約工事の工事一時中止が発生した場合には、その期間が30日を越えた時点で手持ち工事の件数から除くものとし、一時中止を解除した時点で手持ち工事に加えるものとする。これにより、手持ち工事件数が3件を越えても止むを得ないものとする。

4. 適用時期

平成24年4月1日以降に開札する工事希望型一般競争入札から適用します。